

1. 多子世帯の保育料負担軽減について

平成28年度予算(案)所要額 国費：100億円(公費：214億円)

多子世帯の保育料負担軽減

年収約360万円未満相当世帯について、現行制度で

- ・1号認定子どもについては、小学校3年生まで
- ・2・3号認定子どもについては、小学校就学前まで

とされている**多子計算に係る年齢制限を撤廃し、第2子半額、第3子以降無償化を完全実施。**

年齢制限により第2子以降の
負担軽減が限定的

年収約360万円未満相当世帯は
第2子以降の
負担軽減を完全実施

例1 (1号認定子ども)		例2 (2・3号認定子ども)	
<p>対象外 (第1子) 小学校6年生 小4以上はカウントしない</p>		<p>対象外 (第1子) 小学校3年生 小1以上はカウントしない</p>	
<p>小3 小1</p> <p>第1子 小学校3年生</p>	<p>第1子</p>	<p>小3 小1</p> <p>第1子の扱い</p>	<p>第1子</p>
<p>(5歳) 第2子 保育料半額</p>	<p>第1子 保育料満額</p>	<p>(5歳) 第2子の扱い 保育料満額 (第2子)</p>	<p>(5歳) 第2子 保育料半額</p>
<p>(4歳)</p>		<p>(4歳)</p>	
<p>(3歳) 第3子 無償</p>	<p>第2子 保育料半額</p>	<p>(3歳) 第2子の扱い 保育料半額 (第3子)</p>	<p>第1子の扱い 保育料満額 (第2子)</p>
<p>(2歳)</p>	<p>第3子 無償</p>	<p>(2歳) 第2子の扱い 保育料半額 (第3子)</p>	<p>第2子 保育料半額</p>
<p>(1歳)</p>		<p>(1歳)</p>	<p>第3子 無償</p>
<p>(0歳)</p>		<p>(0歳)</p>	<p>第3子 無償</p>

多子計算に係る年齢制限を撤廃

年収約360万円未満相当のひとり親世帯等への優遇措置を拡充

第1子の保育料を半額、第2子以降の保育料を無償化

(第2階層までのひとり親世帯等については、現行制度において既に第1子より無償)

1号認定子どもについて

階層区分	現行		現行のひとり親世帯等の負担軽減		負担軽減の拡充	
	保護者負担額(月額)		保護者負担額(月額)		保護者負担額(月額)	
第3階層						
市町村民税所得割課税世帯 77,100円以下 (年収約360万円未満相当)	第1子	16,100円	→	15,100円(1,000円引き下げ)	7,550円(現行負担軽減後の半額)	0円(無償化)
	第2子	8,050円	→	7,550円(上記の半額)		

2・3号認定子どもについて

下記の保護者負担額はすべて3歳以上児の保育標準時間認定の場合

階層区分	現行		現行のひとり親世帯等の負担軽減		負担軽減の拡充	
	保護者負担額(月額)		保護者負担額(月額)		保護者負担額(月額)	
第3階層						
市町村民税所得割課税額 48,600円未満 (年収約330万円未満相当)	第1子	16,500円	→	15,500円(1,000円引き下げ)	7,750円(現行負担軽減後の半額)	0円(無償化)
	第2子	8,250円	→	7,750円(上記の半額)		
第4階層の一部						
市町村民税所得割課税額 97,000円未満 (年収約470万円未満相当世帯 のうち年収約360万円未満相当世帯)	第1子	27,000円	→	27,000円(基準額表どおり)	13,500円(基準額表の半額)	0円(無償化)
	第2子	13,500円	→	13,500円(上記の半額)		